

出資法人の概要調書

名 称	一般財団法人 静岡県労働福祉事業協会
代 表 者	理事長 富永久雄
所 在 地	静岡県 静岡市葵区黒金町5番地の1 電話番号 054-221-6250
設 立 年 月 日	昭和37年7月28日
県 の 所 管 課 名	静岡県経済産業部労働雇用政策課（労働政策班）電話番号 054-221-2817
設 立 目 的	県民、主として県内の勤労者及びその家族に対し総合的な福祉事業を行い、もって県民福祉の増進に寄与することを目的とする。（定款 第3条）
主 要 事 業	① 中小企業従業員いこいの家の管理運営に関する事業 ② 講演会、研修会等県民の文化教養に資する事業 ③ 健康教室等県民の健康維持増進に資する事業 ④ その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業
資本金又は基本金	2,198,783 千円（令和5年3月31日現在）
出資又は出捐金の内訳・割合	静岡県出捐金 2,193,741 千円（99.8%） その他 5,042 千円（0.2%）
役員の名・氏名	別紙のとおり
摘 要	

別紙

役員名簿

(令和5年4月1日現在)

役職名	氏名	所属
理事長	富永 久雄	元静岡県代表監査委員
専務理事	垣内 俊一	(一財) 静岡県労働者福祉事業協会専務理事
理事	鈴木 利和	(一社) 静岡県労働者福祉協議会専務理事
〃	窪田 賢一	静岡県商工会連合会専務理事
〃	松永 憲之	(一社) 静岡県経営者協会事務局長
監事	吉田 謙二	静岡県商工会連合会事務局長
〃	田島 攝規	公認会計士
評議員	磯崎 猛	伊豆の国市副市長
〃	池富 彰	(一社) 静岡県労働者福祉協議会理事長
〃	佐塚 一弘	静岡県中小企業団体中央会常務理事

一般財団法人静岡県労働福祉事業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人静岡県労働福祉事業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県民、主として県内の勤労者及びその家族（以下「勤労者等」という。）に対し総合的な福祉事業を行い、もって県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業従業員いこいの家の管理運営に関する事業
- (2) 講演会、研修会等県民の文化教養に資する事業
- (3) 健康教室等県民の健康維持増進に資する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき又は担保に供するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配制限)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人法通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員、理事及び監事の報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分、除外又は担保の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、常務理事が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の日の 5 日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選によって選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分、除外又は担保の承認
 - (5) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者が第 10 条又は第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成す

る。

- 2 議長及び出席した評議員の中から評議員会において選任された議事録署名人2名が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

第 29 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事及び監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、同法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の理事及び監事の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の種類及び開催)

第 32 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度に 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって通知を発しなけれ

ばならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 11 条の規定についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、静岡県に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第42条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第43条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 委任

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は鈴木孝裕、常務理事は望月勝広とする。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金融機関	価額
定期預金	静岡銀行本店	3,000,000 円

附 則

この定款は、平成27年4月1日から施行する。

一般財団法人静岡県労働福祉事業協会

(設立 昭和 37 年 7 月 28 日)

1 令和 5 年度事業計画

県内勤労者の福祉の増進を図るため、宿泊・研修施設の運営等を行う。

(1) 宿泊・研修施設の運営

経営ノウハウを持つ支配人らを中心に必要に応じてアドバイザー等も参加する経営戦略会議を月 1 回程度で随時に開催し、経営分析や営業計画の策定を行い、営業活動の強化を図る。

新規利用者の獲得に当たっては、メディア及び情報通信技術等を活用して、労働関係団体や地域企業等へ積極的な情報の発信を行うほか、令和 2 年度に作成したシンボルマークによる PR 展開を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 4 年度に新たに実施した新方式の食事の部屋出しといった利用者のニーズに対応した工夫を凝らしたサービスの対応を行う。定期的な職員研修等を通じて従業員の接客技術の向上を図るほか、静岡県労政会館と連携して中小企業向け研修等の充実も図る。

また、健康事業として温泉健康美人養成講座等を、文化教養事業として雛のつるし飾りの作り方教室を実施する。

[施設の運営(見込)]

区 分 \ 施 設	おおとり荘 (定員 129 人)
宿 泊 人 員	11,500 人
宿 泊 利 用 率	26.0 %
会 議 研 修 人 員	400 人
休 憩 人 員	190 人
収 入 額	210,000 円

(2) セミナー等の開催

勤労者の健康や文化教養の向上等に資する講座・講演会等を実施する。

[開催計画(見込)]

- ・つるし飾り作り方教室 (開催場所: おおとり荘)
- ・温泉健康美人養成講座 (開催場所: おおとり荘)

(3) 静岡県労政会館の管理運営

新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、企業、労働団体等との連携・協働による効果的な事業展開を図るとともに、利用者の意見、要望に応じた積極的な修繕を実施するなど、県と連携しながら安全で質の高いサービスを提供する。

積極的な広報等のほか、勤労者を対象とした研修や自主事業などを開催して、会館の利用促進や勤労者福祉の向上を図る。また、勤務体制や光熱水費の見直し等によって諸経費の節減に努め、効率的な経営を図る。

[労政会館の運営(見込)]

区 分 \ 施 設	沼津労政会館	静岡労政会館	浜松労政会館	計
ホ-ル・会議室利用件数	3,489 件	4,713 件	2,248 件	10,450 件
利 用 率	56.9 %	46.5 %	44.4 %	49.0 %
利用料金収入額	8,000 円	28,500 円	13,500 円	50,000 円

2 令和5年度予算

収 支 予 算 書

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日 (単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	344,081	329,824	14,257
事業収益	303,974	287,766	16,208
おとり荘事業収益	210,000	196,927	13,073
労政会館事業収益	82,974	82,939	35
事務局事業収益	11,000	7,900	3,100
受取寄付金	33,042	33,042	0
受取寄付金振替額	33,042	33,042	0
雑収益	7,065	9,016	△ 1,951
受取利息	7,065	9,016	△ 1,951
(2) 経常費用	355,747	352,376	3,371
事業費	331,095	333,637	△ 2,542
給料手当	68,200	64,500	3,700
臨時雇賃金	25,200	30,570	△ 5,370
賞与引当金繰入額	4,110	2,680	1,430
退職給付費用	525	312	213
退職給与引当金	860	0	860
福利厚生費	10,900	13,660	△ 2,760
旅費交通費	556	389	167
減価償却費	45,617	45,126	491
通信運搬費	1,300	1,214	86
消耗品費	4,660	5,853	△ 1,193
修繕費	7,000	7,450	△ 450
印刷製本費	291	248	43
光熱水料費	27,600	26,980	620
賃借料	8,150	8,800	△ 650
保険料	2,250	1,850	400
租税公課	11,380	10,030	1,350
支払手数料	8,107	7,391	716
広告宣伝費	6,564	5,014	1,550
支払負担金	800	358	442
委託費	45,365	50,723	△ 5,358
雑費	6,580	7,289	△ 709
材料費	45,080	43,200	1,880
管理費	24,652	18,739	5,913
役員報酬	1,700	1,500	200
給料手当	10,460	10,460	0
賞与引当金繰入額	700	924	△ 224
退職給付費用	0	60	△ 60
福利厚生費	1,438	1,438	0
会議費	60	60	0
旅費交通費	300	500	△ 200
通信運搬費	200	100	100
減価償却費	300	213	87

科 目	当年度	前年度	増減
消 耗 品 費	100	120	△ 20
印 刷 製 本 費	100	100	0
光 熱 水 料 費	5,500	0	5,500
賃 借 料	14	14	0
租 税 公 課	1,700	1,200	500
支 払 手 数 料	200	400	△ 200
支 払 負 担 金	400	570	△ 170
委 託 費	850	850	0
雑 費	630	230	400
当 期 経 常 増 減 額	△ 11,666	△ 22,552	10,886
2 経 常 外 増 減 の 部			
(1) 経 常 外 収 益	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 11,666	△ 22,552	10,886
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	943,940	966,492	△ 22,552
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	932,274	943,940	△ 11,666
II 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部			
一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	△ 33,042	△ 33,042	0
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	△ 33,042	△ 33,042	0
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	713,822	746,864	△ 33,042
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	680,780	713,822	△ 33,042
III 正 味 財 産 期 末 残 高	1,613,054	1,657,762	△ 44,708

3 令和4年度事業報告

県内勤労者の福祉の増進を図るため、宿泊・研修施設の運営等を行った。

(1) 宿泊・研修施設の運営

新型コロナウイルス感染症対策として、宿泊客の安全安心のため、ウイルス除去機能搭載の空調設備を導入した。引き続き、検温及びアルコール消毒の実施、換気やマスクの着用などの感染症対策を講じつつ、食事の部屋出しを希望する客のニーズに合わせたサービスの提供等を通じて、利用者の確保に努めた。

協会アドバイザー（広告代理店マーケター）の助言を仰ぎ、利用者のニーズに対応したサービスの企画を立案し、メディア及び情報通信技術等を活用して、個人利用者はもとより労働関係団体や地域企業等へ積極的な情報の発信を行った。新規利用者の獲得にあたっては、他の観光施設や交通機関運営者と連携するとともに、令和2年度に作成した「おおとり荘」のシンボルマークを活用した。

サービスの充実に当たっては、職員研修等を通じた従業員の接客技術の向上を図った。

また、文化教養事業として雛のつるし飾りの作り方教室及び展示を実施した。

[施設の運営状況]

区 分	施設	おおとり荘 (定員 129 人)
宿 泊 人 員		11,544 人
宿 泊 利 用 率		31.0 %
会 議 研 修 人 員		204 人
休 憩 人 員		368 人
収 入 額		213,622 千円

(2) 静岡県労政会館の管理運営

指定管理者として管理運営に当たった。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、利用キャンセルが相次いだことから、会議室利用定員の制限等の感染症対策を講じつつ、積極的な修繕を行うなど、県と連携しながら利用者の利便性やサービスの向上を図った。

利用者の獲得にあたっては、メディア及び情報通信技術等を活用して、労働関係団体や地域企業等へ積極的な情報の発信を行った。

[労政会館の運営]

区 分	施設	沼津労政会館	静岡労政会館	浜松労政会館	計
ホ-ル・会議室利用件数		3,218 件	4,614 件	2,168 件	10,000 件
利 用 率		53.5 %	46.4 %	43.5 %	47.8 %
利用料金収入額		8,015 千円	27,941 千円	13,157 千円	49,113 千円

4 令和4年度決算

貸借対照表

令和5年3月31日現在(単位:円)

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	114,945,522	負債	112,634,799
現金・預金	94,110,116	流動負債	28,968,736
未収金	19,292,552	未払金	21,977,355
棚卸商品	1,542,854	前受金	1,462,600
固定資産	1,398,974,895	預り金	587,573
基本財産	3,000,000	賞与引当金	4,941,208
定期預金	3,000,000	固定負債	83,666,063
特定資産	586,357,729	退職給付引当金	8,102,137
建物	578,255,556	長期未払金	1,363,926
機械設備	36	長期借入金	74,200,000
退職給付引当資産	8,102,137	正味財産	1,401,285,618
その他固定資産	809,617,166	指定正味財産	581,255,592
建物	78,674,977	静岡県出捐金	581,255,592
機械設備	48,343,234	指定正味財産合計	581,255,592
構築物	1,838,102	(うち基本財産への充当額)	3,000,000
車両・運搬具	2,065,918	(うち特定資産への充当額)	578,255,592
什器備品	50,542,020	一般正味財産	820,030,026
ソフトウェア	974,454	基本金	1,614,827,000
電話加入権	595,961	静岡県出捐金	1,612,485,008
敷金	100,000	寄付金	2,341,992
有価証券	626,482,500	欠損金	△ 794,796,974
		当期欠損金	△ 794,796,974
		一般正味財産合計	820,030,026
		(うち基本財産への充当額)	0
		(うち特定資産への充当額)	0
合計	1,513,920,417	合計	1,513,920,417

(注)その他固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりである。

建物 966,554,093円 機械設備 754,378,190円 構築物 25,613,398円

車両・運搬具 17,889,896円 什器備品 54,203,518円 ソフトウェア 6,049,196円 合計 1,824,688,291円

正味財産増減計算書

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	389,117,428	289,788,020	99,329,408
事業収益	309,209,215	210,542,632	98,666,583
おとり荘事業収益	213,622,136	118,335,752	95,286,384
労政会館事業収益	83,805,884	80,398,660	3,407,224
事務局事業収益	11,781,195	11,808,220	△ 27,025
受取補助金等	38,286,174	37,864,838	421,336
受取国庫補助金	38,286,174	29,764,838	8,521,336
受取地方公共団体補助金	0	8,100,000	△ 8,100,000
雑収益	41,622,039	41,380,550	241,489
受取利息	8,580,388	8,338,899	241,489
受取寄付金振替額	33,041,651	33,041,651	0
(2) 経常費用	391,153,493	332,524,895	58,628,598
事業費	368,315,052	308,151,547	60,163,505
給料手当	66,802,176	63,449,735	3,352,441
臨時雇賃金	27,931,010	25,420,468	2,510,542
賞与引当金繰入額	4,306,438	4,043,644	262,794
退職給付費用	2,515,061	1,377,449	1,137,612
福利厚生費	13,100,495	11,019,348	2,081,147
旅費交通費	464,316	451,645	12,671
通信運搬費	1,308,505	1,274,221	34,284
減価償却費	45,743,791	48,104,735	△ 2,360,944
消耗品費	6,322,055	4,562,759	1,759,296
修繕費	11,943,057	6,945,016	4,998,041
印刷製本費	223,558	268,591	△ 45,033
光熱水料費	35,214,536	26,183,900	9,030,636
賃借料	7,631,420	7,672,230	△ 40,810
保険料	2,224,560	2,202,870	21,690
租税公課	12,664,268	5,365,661	7,298,607
支払手数料	13,477,444	6,074,714	7,402,730
広告宣伝費	10,846,218	6,331,538	4,514,680
支払負担金	809,170	2,372,442	△ 1,563,272
委託費	52,087,357	52,346,080	△ 258,723
雑費	8,068,829	6,510,203	1,558,626
材料費	44,630,788	26,174,298	18,456,490
管理費	22,838,441	24,373,348	△ 1,534,907
役員報酬	1,217,500	1,723,050	△ 505,550
給料手当	7,988,400	9,843,195	△ 1,854,795
退職給付費用	111,880	0	111,880
賞与引当金繰入額	634,770	602,776	31,994
福利厚生費	1,477,226	1,587,693	△ 110,467
会議費	13,575	10,686	2,889
旅費交通費	141,321	160,110	△ 18,789

科 目	当年度	前年度	増減
通 信 運 搬 費	157,462	212,670	△ 55,208
減 価 償 却 費	250,691	290,825	△ 40,134
消 耗 品 費	86,533	92,737	△ 6,204
修 繕 費	0	25,619	△ 25,619
印 刷 製 本 費	107,900	90,359	17,541
光 熱 水 費	7,446,828	5,226,001	2,220,827
賃 借 料	13,650	13,650	0
租 税 公 課	1,338,010	1,737,249	△ 399,239
支 払 手 数 料	393,535	165,681	227,854
支 払 負 担 金	455,593	390,604	64,989
委 託 費	759,000	2,188,123	△ 1,429,123
雑 費	244,567	12,320	232,247
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,036,065	△ 42,736,875	40,700,810
評 価 損 益 等	△ 54,333,500	△ 8,282,500	△ 46,051,000
投資有価証券評価損益等	△ 54,333,500	△ 8,282,500	△ 46,051,000
当 期 経 常 増 減 額	△ 56,369,565	△ 51,019,375	△ 5,350,190
2 経 常 外 増 減 の 部			
(1) 経 常 外 収 益	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用	1	781,000	△ 780,999
固定資産除却損	1	781,000	△ 780,999
什 器 備 品 除 却 損	1	781,000	△ 780,999
当 期 経 常 外 増 減 額	△ 1	△ 781,000	780,999
当期一般正味財産増減額	△ 56,369,566	△ 51,800,375	△ 4,569,191
一般正味財産期首残高	876,399,592	928,199,967	△ 51,800,375
一般正味財産期末残高	820,030,026	876,399,592	△ 56,369,566
II 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部			
一般正味財産への振替額	△ 33,041,651	△ 33,041,651	0
当期指定正味財産増減額	△ 33,041,651	△ 33,041,651	0
指定正味財産期首残高	614,297,243	647,338,894	△ 33,041,651
指定正味財産期末残高	581,255,592	614,297,243	△ 33,041,651
III 正 味 財 産 期 末 残 高	1,401,285,618	1,490,696,835	△ 89,411,217

5 財産目録

令和5年3月31日現在(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
(資産の部)		
流動資産	114,945,522	
現金・預金	94,110,116	
現金	1,510,593	小口現金
普通預金	92,599,523	静岡銀行ほか
未収金	19,292,552	宿泊料、飲食料ほか
棚卸商品	1,542,854	
固定資産	1,398,974,895	
基本財産	3,000,000	
定期預金	3,000,000	静岡銀行
特定資産	586,357,729	
建物	578,255,556	おおとり荘鉄筋コンクリート造 7階建 4,014㎡ 鉄骨造 2階建 94㎡
機械設備	36	上記施設付属設備
退職給付引当資産	8,102,137	定期預金
その他固定資産	809,617,166	
建物	78,674,977	おおとり荘
機械設備	48,343,234	上記施設付属設備
構築物	1,838,102	造園ほか
車両・運搬具	2,065,918	マイクロバス2台、乗用車3台
什器備品	50,542,020	厨房器具、家具類ほか
ソフトウェア	974,454	
電話加入権	595,961	電話架設
敷金	100,000	
有価証券	626,482,500	国債 46,736,200 政府保証債 107,820,000 東京電力社債 97,310,000 東京電力パワーグリッド社債 374,616,300
資産の部計	1,513,920,417	
(負債の部)		
流動負債	28,968,736	
未払金	21,977,355	材料費ほか
前受金	1,462,600	
預り金	587,573	入湯税ほか
賞与引当金	4,941,208	
固定負債	83,666,063	
退職給付引当金	8,102,137	
長期未払金	1,363,926	
長期借入金	74,200,000	
負債の部計	112,634,799	
正味財産	1,401,285,618	